

2018年8月21日

SBIインシュアランスグループ株式会社

代表取締役執行役員会長兼社長 乙部 辰良

問合せ先： 経営企画部 03-6229-0881

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、保険業における社会的責任と公共的使命を深く認識し、正しい倫理的価値観を持ったうえで、多くのお客様に安心をお届けし、全ての利害関係者から信頼される企業を目指しております。当社グループは、経営の健全性、透明性、効率性を維持するとともに、当社が、グループの司令塔として、子会社の経営を適切に管理および監督する機能を確保し、グループ全体の適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築をめざしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	18,028,620	95.79
SBIファイナンシャルサポート株式会社	701,910	3.73
ソフトバンクグループ株式会社	90,000	0.48

支配株主名	—
-------	---

親会社名	SBIホールディングス株式会社
親会社の上場取引所	東京（コード：8473）

## 補足説明

当社の親会社は、SBIホールディングス株式会社であります。  
また、SBIファイナンシャルサポート株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社  
であります。

## 3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、SBIホールディングス株式会社及びその子会社との間で行う取引（以下、支配株主との取引）において、第三者である他社との間における一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、事前に取締役会等において、取引の合理性及び取引条件の妥当性について十分に審議をした上で意思決定をすることにより、支配株主を除く株主の利益の保護に努めております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## 1. SBIグループ各社との取引について

当社グループとSBIホールディングス株式会社を頂点とするSBIグループ各社は、第三者である他社と同等の関係において、販売に関する代理店あるいは送客に関する契約等に基づく営業取引、管理業務における外注・業務委託等の取引を行っております。何らかの事情により、SBIグループ各社との間で、このような取引の継続が不可能となった場合には、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

## 2. 「SBI」の商標使用について

当社グループは、SBIホールディングス株式会社に対し商標使用を申請しその使用の承諾を得て「SBI」の名称を使用しております。

当社が、SBIホールディングス株式会社の子会社・関連会社等でなくなった場合等には、「SBI」の商標を使用できない可能性や使用条件が変更される可能性があります。この場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 3. SBIホールディングス株式会社との資本関係等について

SBIホールディングス株式会社は、当社の発行済株式数（普通株式）のうち 95.8%を保有しており

ます。よって、SBIホールディングス株式会社が、当社役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、定款の変更や剰余金の処分等の当社の株主総会決議の結果について、他の株主の意向や利益に関わらず、重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、SBIホールディングス株式会社や当社グループを除くその他のSBIグループ会社において、財務内容、信用力、業績等に関するマイナスイメージが生じた場合には、当社グループも同様であるとの風評が生じ、当社グループの業績に悪影響が生じる可能性があります。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 啓司	公認会計士		△									
永末 裕明	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 啓司	○	<p>渡邊啓司氏は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社において、平成29年6月まで社外取締役を務めておりました。</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社朝日工業社社外取締役 株式会社青山財産ネットワークス社外取締役 北越コーポレーション株式会社社外監査役 株式会社うかい社外取締役</p>	<p>渡邊啓司氏は、会計の専門家および他社における役員としての豊富な経験と高い見識を有しておりますので、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。</p>
永末 裕明	○	<p>永末裕明氏は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社において、平成29年6月まで社外監査役を務めておりました。</p> <p>【重要な兼職の状況】 一般社団法人自転車安全利用促進協会理事</p>	<p>永末裕明氏は、保険会社等の役員としての豊富な経験と高い見識を有しておりますので、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）から、定期的に監査計画および監査結果の報告を
--

受けているほか、会計監査及び内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行っております。監査役は、内部監査部門（内部監査室）から内部監査計画と内部監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める等、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神山 敏之	他の会社の出身者													
大鶴 基成	弁護士													
松尾 清	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神山 敏之		—	神山敏之氏は、金融分野における豊富な経験と高い見識を有しておりますので、社外監査役に選任しております。
大鶴 基成		<b>【重要な兼職の状況】</b> アウロラ債権回収株式会社社外取締役 一般社団法人日本野球機構調査委員長 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 モーニングスター株式会社社外取締役	大鶴基成氏は、検事、弁護士としての豊富な知識と経験を有しておりますので、社外監査役に選任しております。
松尾 清		<b>【重要な兼職の状況】</b> 日本通信株式会社社外監査役	松尾清氏は、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しておりますので、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業務執行取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券届出書及び事業報告において、取締役を支払った取締役としての報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務人事部が社外取締役及び社外監査役を補佐する体制としております。なお、取締役会議案関連は、総務人事部が法務・コンプライアンス部と連携のうえ、社外役員が必要とする情報を得られるよう補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。

当社の意思決定機関として、取締役会を原則毎月1回開催し、法令・定款に定める事項ほか会社経営の重要事項を決定しております。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。

代表取締役が、直接または執行役員に指示して、業務を執行しております。また、代表取締役、執行役員、部室長で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、当社グループの予算および実績差異の早期の把握・分析、並びに、代表取締役に各執行役員が担当業務の重要事項報告を行っております。

当社の監査役3名は、全員社外監査役であり、経営と執行に対する監視機能を発揮しております。監査役会は、原則毎月1回開催して、監査の状況について協議しております。また、常勤監査役は経営会議等の社内会議に参加するとともに、監査役は代表取締役から定期的に経営状況に関する説明を受け必要に応じた質疑を行なっております。

当社は、代表取締役直属の部署として内部監査室を設置しており、当社各事業部及び子会社の業務が内



部統制下において、関係法令、定款及び社内規程に従い、適正に業務されているかを監査しております。当社は、監査法人有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。会計監査人とは定期的に状況報告、意見交換の機会を設けております。

また、当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営上の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する取締役会について、独立性の高い社外取締役による外部視点を導入し経営監督機能の強化を図っていること、および経営監督機能を担う取締役会から独立した監査役および監査役会により経営監視機能を発揮させる体制としていることから、企業経営の透明性と健全性が確保されていると考え、現在の体制としております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2017 年 6 月の株主総会は、第一集中日を回避した 6 月 28 日水曜日に開催し、2018 年 6 月開催の株主総会につきましても、第一集中日を回避した 6 月 26 日火曜日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	該当ありません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	該当ありません。
招集通知(要約)の英文での提供	該当ありません。
その他	該当ありません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに情報開示基本方針を掲載する予定です。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会などの情報発信の場を設けて、業績や経営方針を定期的に説明することを検討しています。	有
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	同上。	有
海外投資家向けに定期的説明会を開催	該当ありません。	無
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR 資料を掲載する予定です。	—
IR に関する部署(担当者)の設置	IR・広報部を設置しております。	—
その他	該当ありません。	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「SBI グループ・コンプライアンス行動規範」を当社のグループ・コンプライアンス行動規範とし、その遵守を取締役会で決議しております。 この行動規範には、ステークホルダーの要請に応えながら社会の維持・発展に貢献していくことなど、ステークホルダーの立場の尊重について明示しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	児童の自立を支援し、産業界に児童福祉の啓発を行うことを通じて、児童福祉の充実及び向上に寄与することを目的に設立された財団法人 SBI 子ども希望財団の活動を支援しております。そのほか募金活動等さまざまな社会貢献・環境活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供	該当ありません。

に係る方針等の策定	
その他	該当ありません。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制の適切性の確保と向上を図っています。

＜内部統制システムに関する基本方針＞

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」）の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（以下「内部統制システム」）の整備のおよび運営に関する基本的な方針について、下記のとおり定める。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
 （会社法第 362 条第 4 項第 6 号および会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）
  - (1) 取締役会は、当社の業務執行を適正かつ健全に行い、企業統治を一層強化する観点から、法令遵守と実効性ある内部統制システムの構築を経営の最重要課題として位置づけ、その体制確立に努める。
  - (2) 監査役会は、監査役会規程を制定するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見と是正に努める。
  - (3) 取締役会は、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款および経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス責任者は当社のコンプライアンスの取組状況についてモニタリングを実施する。
  - (4) 取締役会は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス責任者は、その進捗状況や達成状況を点検・管理し、四半期ごとに取締役会に報告を行う。
  - (5) 取締役会は、内部監査にかかる基本方針を定め、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備し、定期的な内部監査の実施により、役職員の職務執行の適法性を確保する。
  - (6) 取締役会が制定した内部監査規程に基づき、内部監査人は事業年度ごとに監査計画を策定して内部管理態勢の監査を定期的に行い、取締役会に報告する。
  - (7) 取締役会は、内部通報について通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体

制を整備する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理する。また、各取締役及び各監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定め、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、全体のリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- (2) 取締役会は、リスク管理責任者・部署を設置し、リスク管理者は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- (3) 取締役会は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- (1) 取締役会は、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- (2) 職務執行については、組織規程・職務分掌および決裁権限規程にて職務分掌を明確にする。

## 5. 当企業集団並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
- (2) 法令等を遵守し、当社および子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- (3) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
- (4) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
- (5) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口（ヘルプライン）に関するルールを周知徹底する。
- (6) 取締役会は、子会社と締結した経営管理契約に基づく経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、同第 2 号、同第 3 号)

監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を事前に得た上で行う。

#### 7. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号、同第 5 号)

取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
- ② 経営に関する重要な事項
- ③ 内部監査に関連する重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

#### 8. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号、同第 7 号)

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- (2) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
- (4) 当社は、内部通報制度を利用した通報者及び監査役への報告を行った役員・社員は、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

#### 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制基本方針において、反社会的勢力排除に向けた体制について定めたうえで、以下のとおり「SBI インシュアランスグループ反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めております。

<SBI インシュアランスグループ反社会的勢力に対する基本方針>

当社グループ（当社および傘下の会社）は、社会の秩序や安全を確保するためおよび保険グループとして公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

- 1.反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係遮断に努めます。
- 2.反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- 3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- 4.反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 5.いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- 6.反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

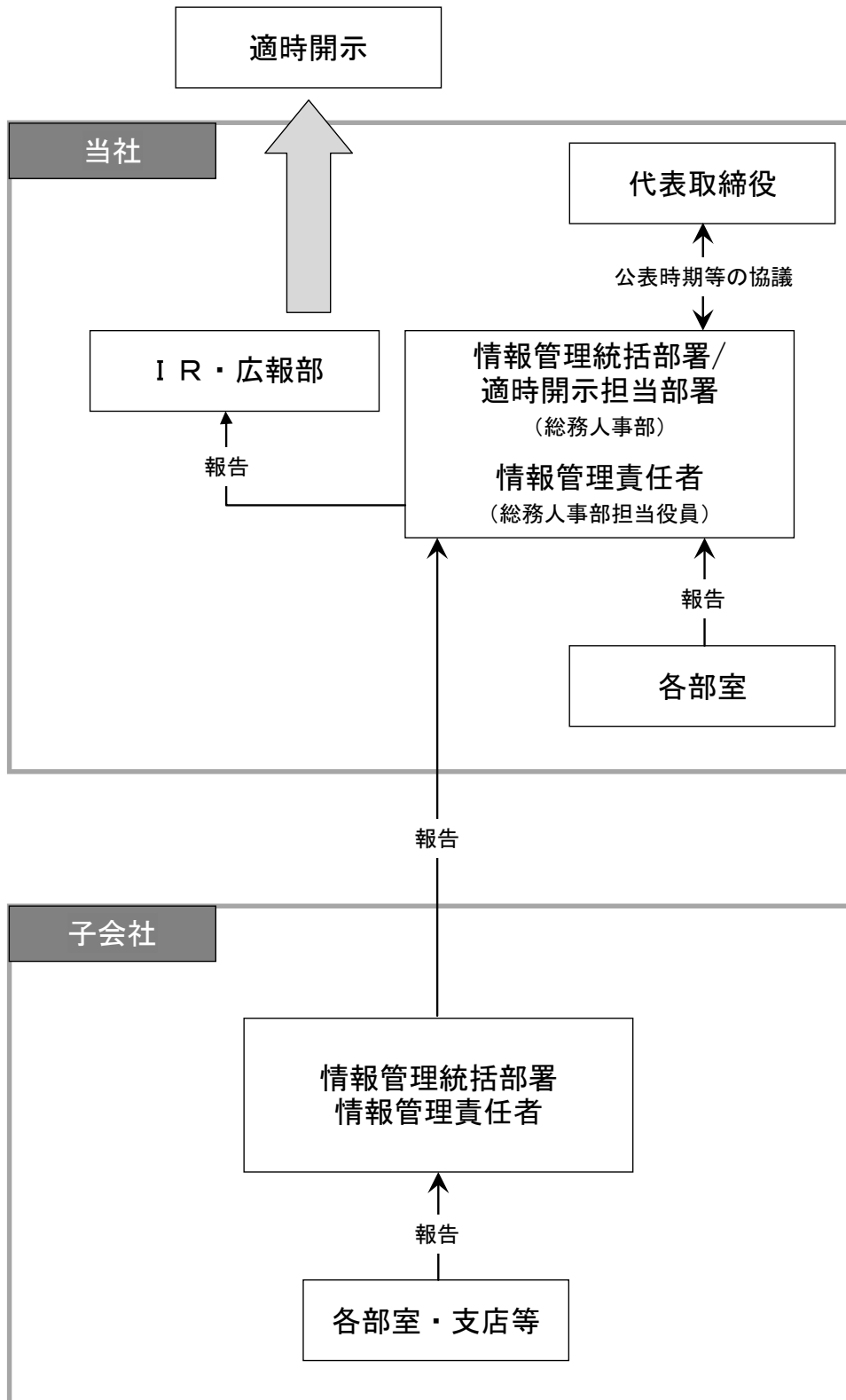
—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ガバナンス体制と開示体制については下図をご参照ください。
------------------------------



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上